

保護者 様

学校法人 佐藤栄学園
栄北高等学校
校長 小暮優治

平成30年度 国の高等学校等就学支援金(第2期以降分)申請について(お知らせ)

入梅の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本校教育に際し深いご理解とご協力を賜り、深くお礼申し上げます。
国公立問わず、高等学校等の授業料の支援として、一定の収入額未満(道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、507,000円(年収910万円未満)未満(※1))の世帯の生徒に対して、高等学校等就学支援金が支給されます。
特に、私立高等学校等においては、教育に係る経済的負担を軽減するため、私立学校等に通う低所得者世帯等の生徒に対して、収入に応じた就学支援金を加算して支給します。

※1 保護者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額となります。

1. 対象者

私立学校等に在籍し、保護者及び親権者の所得基準(※2)に該当している場合。

課税(所得)証明書等の内容をご確認のうえ、基準に該当している場合は証明書等を添付し提出してください。

2. 所得基準並びに支給金額

基準	所得割合算額(※2)	年間金額	月割金額	所得の目安(※3)
2.5倍	0円 (非課税)	297,000円	24,750円	年収250万円未満
2倍	～ 85,500円未満	237,600円	19,800円	年収250～350万円未満
1.5倍	～257,500円未満	178,200円	14,850円	年収350～590万円未満
1倍	～507,000円未満	118,800円	9,900円	年収590～910万円未満

※2 保護者全員の課税(所得)証明書等内の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、507,000円未満となります。

※3 両親の一方がサラリーマンとして勤務し、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯を目安としています。

※ 但し、2・3年生の基準2.5倍支給額の上限は、授業料負担額(月割)24,000円・(年間)288,000円となります。

3. 学校への提出書類

(1)	高等学校等就学支援金申請書(様式第1号) ※ 申請しない(不申請の申出)場合は、 <u>高等学校等就学支援金申請書(様式第1号)のみ提出</u> してください。 ※ 記入方法については、 <u>SKYシステム掲載PDFファイル記入例等</u> ご参照ください。 ※ 高等学校等就学支援金申請書(様式第1号)のみ、生徒へ保護者宛通知と一緒に配布いたしましたが、SKYシステムよりダウンロードしご家庭でも印刷は可能です。また、事務室窓口でも配付しています。
(2)	保護者全員の平成30年度(平成29年分)の課税証明書又は所得証明書 ※ 各市町村によって名称が異なります。SKYシステム掲載記入例内PDFファイル、民税所得割額記載証明書名称一覧にてご参照ください。 ※ <u>控除対象配偶者(非課税)有等の場合であっても、保護者と配偶者2名分の提出</u> をお願いいたします。 ※ <u>マイナンバーが記載されていない証明書</u> をお願いいたします。 <u>記載されている又はされてしまっている場合には、マイナンバー部分を黒マジック等で塗りつぶし</u> てください。 ※ <u>16歳以上19歳未満の扶養人数及び16歳未満の年少扶養人数が必ず記載</u> されているもの。 ※ <u>一人親世帯の場合</u> 、所得割額を証明する書類右下に「 <u>一人親世帯</u> 」と鉛筆で記入してください。 ※ 当該年度の課税証明書又は所得証明書の代わりとして、「 <u>特別徴収税額の決定・変更通知書</u> 」でも提出可能です。 その際、 <u>A4版コピー(写し)</u> で <u>通知書全体</u> が収まる様にコピーしご提出願います。 ※ 「 <u>源泉徴収票</u> 」は <u>証明書として提出できません</u> のでご注意ください。
(3)	生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書 (福祉事務所長が発行したもの)

※注) 提出書類について

(1) … 全員提出が必要とする申請書(様式第1号)となります。

(2)～(3) … 基準に該当している方のみ、それぞれ必要とする添付書類となります。

なお、就学支援金の申請に於いて、住民票は添付書類として必要ありません。

(裏面へ続く)

4. 支給方法 **審査決定後、授業料指定口座へ振込予定**となります。
※ 3ヵ月分を各1期分とし、翌年6月まで(2期(7月～9月), 3期(10月～12月), 4期(1月～3月), 翌年度1期(4月～6月))分けて支給となります。但し、3年生は3月迄の支給となります。振込日については、別途保護者宛通知にてご案内いたします。
5. 提出期日 **平成30年6月22日(金)迄** とします。
※ 県への提出期限が定められており、学校への提出は期日厳守をお願いいたします。
なお、期日までに提出されませんと、今回の申請は見送りとなりますのでご留意願います。
6. 提出先 受付事務室窓口(正面玄関1階(1号棟))
平日 8:20～17:00 ・ 土曜 8:20～14:00
※ 提出書類一式をクリップ等でまとめていただき、ご提出願います。なお、クラス担任への提出をしていただいても結構です。
7. お問合せ先 高等学校等就学支援金事務担当 広沢 TEL 048-723-7711(代)
8. その他補足
- (1) 平成30年7月分より所得基準が、保護者全員の市町村民税所得割額の合算額から、保護者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額へと変更となります。
- (2) **1年生向け**
4月に申請し第1期分が支給決定された方でも、第2期以降分(7月～6月(翌年))が条件を満たし該当されている場合は、改めて申請が必要となります。条件に該当していながら申請されませんと、7月分より支給差止(停止)となります。
また、4月に不申請の申出の方又は申請したが該当していなかった方で、第2期以降分(7月～6月(翌年))として条件を満たし該当する場合には、申請が必要となります。
なお、4月に申請し第1期分が支給決定された方で、第2期以降分(7月～6月(翌年))は条件に該当せず申請できない(不申請の申出)場合には、7月分より支給差止(停止)となります。
- (3) **2～3年生向け**
前年度申請し支給決定された方でも、今年度第2期以降分(7月～6月(翌年))として、条件を満たし該当されている場合は、改めて申請が必要となります。条件に該当していながら申請されませんと、7月分より支給差止(停止)となります。
また、前年度申請していない方又は申請したが該当していなかった方(前年度支給差止(停止)状態含む)で、今年度第2期以降分(7月～6月(翌年))として該当する場合には、申請が必要となります。
なお、前年度申請分が支給決定された方で、今年度第2期以降分(7月～6月(翌年))は該当せず申請できない(不申請の申出)場合には、7月分より支給差止(停止)となります。
※ 3年生については、翌年3月迄の支給となります。
- (4) 奨学生についても、国の高等学校等就学支援金(第2期以降分)の申請はできます。
- (5) 提出されます書類一式については、不備や誤り等で提出されますと申請ができません。提出前にいま一度、ご確認(チェック)いただきますようお願いいたします。
- (6) 提出されました書類等の生徒や保護者の個人情報については、関連する法令を遵守し、就学支援金事業の利用を目的として適正に管理し、その利用目的に必要な範囲を超えての取扱はいたしません。